

ZENBUTSU

全仏



No.
529

仏暦2550年 6月
[2007年]



(インド仏跡参拝のあいまに「アンバサダー」 撮影 白川 淳敬氏)

目次

——— 論点・視点 ⑤ 岡田 真美子 「お寺という場から環境問題への発信」
加盟団体をゆく 第5回 大阪府仏教会

NEXT50 ① 長谷川正浩 「顧問弁護士からみた全仏史」
高野山金剛峯寺座主晋山式
天台座主傳燈相承祝賀会出席
能登半島地震報告

論点・視点

⑤

お寺という場から環境問題への発信

—LOHASなくらし—

兵庫県立大学環境人間学部学術情報館長 岡田真美子

わかつちやいるけどやめられない

今年三月二十七日、植木等さんがお亡くなりになりました。反戦、反差別運動で知られる僧侶の子に生まれ、父が獄中であつたときには、代わって檀家まわりもされたと伺っています。

その植木等さんの大ヒット曲スーダラ節の「わかつちやいるけどやめられない」は、私達、環境学を研究するものにとって、実に重要なキーワードです。

「少しの距離なら車に乗らないで歩いたほうが、エネルギー的にも、地球温暖化という点から見ても、健康にもよいとわかつちやいるけどやめられない」

「なんでもかんでも不注意に下水に流せば川を汚染することはわか

つちやいるけどやめられない」

「着もしない洋服をたくさん持っているのは場所塞ぎだし、資源の無駄だから、すぐにいやになる安物買いをするのはやめたほうがいいということにはわかつちやいるけどやめられない」

という具合です。このようにして地球規模の大きな環境問題も、もとを糺せば小さな「わかつちやいるけどやめられない」の積み重ねりから発生したものであるといえます。

実は、このことが今日の環境問題を解決困難にしているもつとも大きな理由ではないかとわたくしは考えています。公害問題から環境問題へと申しますのも、特定の汚染発生源が多くの人々に被害を

与えた公害問題と違って、環境問題は私達一人ひとりの普通の暮らしが原因になっていくことが多いからです。誰もが環境問題に関しては加害者であり同時に被害者です。たとえば、水質汚染を例にとれば、ある工場の排水が汚染源となるのではなく、一般家庭の日常的な生活排水が汚染の大きな原因となつていきます。

先のスーダラ節が出たのは一九六一年。この六十年代は、わたしたちの暮らしが根本から変わった時代でした。昭和二十年代つまり一九五〇年代半ばまでは家庭の照明といえば裸電球で、五十歳以上の人の中には、たとえば長い布コードのついた電球を持って手洗いや場と便所を往復していたなどという記憶のある人も多いことでしょう。その後家庭でも蛍光灯が普及し、次第にどの部屋も白い光に満たされていき夜は煌々と明るくなりました。火鉢からガス、電気、石油ストーブに移り変わって冬も暖かくなりました。テレビの普及によって離れたところの様子がお

茶の間で見られるようにもなり、栓をひねるだけで水ばかりか湯までするようになった。このような快適な生活の裏では、環境に存在するものはみな人間のものであるとばかりにそれら資源を「活用」「消費」することが奨励され、わたしたちはたくさん地下資源・エネルギーを消費し、自然を改変したのでした。そうして、わかつちやいるけどやめられないことが積みも積もった結果が、赤潮や山崩れ、そして地球高温化（温暖化）というような生易しいものではありません）であつたというわけです。

人も環境も健やかに

環境が病めば、自然の一部である人間も蝕まれます。逆に、私達が健康な暮らしを営めば、環境も健やかにになります。表題のLOHAS（ロハス）というのはLifestyles Of Health And Sustainabilityの頭文字をとったもので、健康で持続可能な暮らし方を言います。環境運動というと、「〜して

はいけません」「くしなればなりません」という面倒くさい、しんどいもの、という印象をもたれがちですが、LOHASはもつとオシャレで、軽快な感じがします。

ちよつとそこの郵便局まで行くとき、六十キログラムの身体を運ぶのに、ガソリンを使って一トンの車を動かす、というのは環境に負荷をかけると同時に、人を運動不足にして、生活習慣病の罹患率を高めてしまうことになります。

これはLOHASな生活ではありません。仏教では「起居軽利」ということが言われてきました。立ち居振る舞いを身軽にするというのはLOHASです。「少欲知足」というのもLOHASです。

一月号の「論点・視点」では川橋範子先生が宗門における男女共同参画をお説きになっていきます。LOHASという点からみても、これは理にかなっています。家事というものは「段取り」という頭脳労働と、身体の運動を促し、す

こぶる健康で持続的な行いです。これを女性の専門にしておいてはもったいないと思われませんか。男女が共に身体を動かし、また、寺内宗門の重要なことも共に考えるなかから、健全なお寺の姿がたち現れるといえましょう。

身土不二

食の環境運動に携わる人がよく使う言葉に「身土不二」というものがあります。人の身体と、風土（環境）は同じである。その風土に合った、地産地消（地元生産、地元消費）の食生活をするのがよい、という考え方です。

「身土不二」は、元の時代、中国仏教白蓮宗の僧侶、普度が著した教義「廬山蓮宗宝鑑」（一三〇五）が起源であると言われます。

その教団は指導層が半僧半俗の妻帯者であったところに特色があり、また菜食主義を奉じたところから白蓮菜とも呼ばれました。

このような食生活は私達にとって健康をもたらすばかりでなく、食品を輸送するためのエネルギー

も節約できます。

また日本にキリスト教をもたらしたフランシスコ・ザビエルはこんな言葉を残しています。

「日本人は自分等が飼ふ家畜を屠殺することもせず、また、食べもしない。

彼等は時々魚を食膳に供し、米や麦を食べるがそれも少量である。但し彼等が食べる草（＝野菜）は豊富にあり、また僅かではあるが、いろいろな果物もある。

それでみて、この土地の人々は、不思議なほどの達者な身体をもつて居り、稀な高齢に達するものも多数居る」

（アルーペ神父への書簡）

お寺のなかにはそのような食生活を伝えているところもたくさんあります。レッドデータブック（絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本）の学術的価値の高い生物を保護することももちろん大切ですが、このような日々の健康で環境により暮らしを実践

することこそ、現代の環境問題解決に大きな力を発揮するものでもあります。そのためのヒントは上で紹介したものの他にも、お寺の伝統的な暮らしの中、教理に多く隠されています。

仏教が繰り返して説いてきた「貪らない」、「他の存在を傷つけない」という教えの威力が発揮されるのはこれからです。健康で持続的な生き方を実践する道場として地域の寺院が機能することをわたくしは夢見ています。

岡田 真美子(おかだ まみこ)氏
兵庫県立大学環境人間学部学術情報館長・教授。日本学術会議連携会員
最近の著作『地域をはぐくむネットワーク』昭和堂二〇〇六

*次回の「論点・視点」（七月号）は、同朋大学大学院文学研究科 長・教授 田代俊孝氏にご寄稿いただきます。

加盟団体をゆく

《第五回》大阪府仏教会

「加盟団体をゆく」第五回目は大阪府仏教会を訪ね、増田貞圓大府仏教会会長及び井桁雄弘大阪府仏教会事務局長にお話を伺いました。増田先生の御自坊「圓勝寺」は大阪市北区にあります。大阪駅から歩いてお訪ねすることが出来る都心のお寺ですが、非常に参拝しやすく、広く開放されたお寺でお話しをお伺いすることができました。



左より増田貞圓会長・井桁雄弘事務局長

「仏教会の活動で、継続的に、また特に力を入れていらっしゃる点についてお話し下さい。」

第二十六回全日本仏教徒会議を一九九〇年に大阪にて開催させて頂きました。当時は大阪花博も開催され、バブル時代でありました。大阪府仏教会では、その記念すべき大会を、継続性のない単なる打ち上げ花火にしてはならないと決意し、以後毎年、仏教徒大会を開催してまいりました。(編集注：左頁別表参照)

各都道府県でも毎年、あるいは数年おきに仏教徒大会を行っている所もございますが、時事問題、特に政治的・社会的問題に踏み込んだテーマを設定し、毎年シンポジウムを開催しているのは大阪府仏教会だけだ、という話は聞きます。去年・一昨年をみても、「教育基本法改正を目前にして」「自

民大勝と宗教界のあり方を問う」というテーマでシンポジウムを開催しました。

「大阪(仏教会)は政治が好きだ」と言われる事も多々ございますが、政治的問題が好きだから取り上げている訳ではなく、社会の問題に正面からぶつかっていくと自然と政治の問題に行き着いてしまうのです。我々はそういった問題に関して警鐘を鳴らし続けてきただけである、と考えております。

仏教徒大会以外の活動と致しましては、花まつりの普及促進等の布教活動を行っております。また、組織内強化にも力を入れており、未加入寺院への仏教会入会への呼びかけ及び名簿作成を積極的におこなっております。

大阪府では、「大阪府宗教法人名簿」が大阪府宗教連盟から発行されており、伝統仏教寺院だけではなく、神社系・神道系・キリスト教系・他諸教系を網羅した画期的な名簿となっております。こうした名簿が発行できるのも日々の

呼びかけの成果の現れではないかと思えます。

「昨今の様々な社会問題について、感じていらっしゃることをお聞かせ下さい。」

根本的なモラルの欠如、というのがあまりにも酷いと感じております。格差社会が問題視されて久しいですが、格差があっても「子はかすがい」との言葉もあるように、夫婦も子供によって繋がり、家族が形成される、もしくはする努力を行ってきましたが、現在の世の中では必ずしもそうはなっておりません。「子はかすがい」ならぬ「金はかすがい」とでも言うべき状態が生じてしまっています。

こうした状態を「末法の世」と表現することもあります。今の世相は「末」だけで「法」(信仰)が一切ない、荒れ放題の世界に感じます。仏教の持つ「縁」の思想と「互助」の精神により、親子関係・近所の関係を復興し、核家族化による悲劇の連鎖に歯止めをかけなくてはならない、と強く

感じております。

具体的には、身近な所から僧侶同士が手を繋ぎ、ブロック単位で横の繋がりを強化していく事が必要です。できる事を地道に継続する姿勢が大切と考えます。

—現在の仏教界と今後の仏教界の在り方について、指針のようなものをお聞かせ下さい。

核家族化の問題について先程述べましたが、家庭や組織がどこで崩れるか、という外からの要因で崩れる事よりも内部から崩れてしまうことが多々あります。仏教界に関しても、大変失礼な物言いかもしれないですが僧侶個人の魅力が以前に比べて薄れてしまっているのではないかと感じます。

どのような組織・団体でも、一番大切なのは「人」であり、人間の力の向上、つまりは意識を高め自己を磨く事が重要です。人間は生きていくのですから、社会の問題や人間のありようも刻一刻と変化してきます。宗教家も色々な問題に正面から当たっていき、勉強し

ていかなくはなりません。

政治に対してはもちろんのこと、世間の出来事にも関心を高め、アピールしていかなくてはなりません。例えば、災害発生時の救援活動等への迅速な対応はもちろんのこと、効果的な社会へのアピールができていくか考える事も重要です。阪神淡路大震災の際に、多数の僧侶が私財を投げ打って救援活動に身を投じた事などは、メディア等でもほとんど触れられていません。そういった広報活動にもっともっと力を入れて行かなくてはならないのではないのでしょうか。

その為には、仏教界はもっと若返らなくてはならない、と感じます。新興宗教団体等の幹部は非常に若いのです。政治を含めた本当の活動は非常に体力を要します。二十代〜五十代の若手を積極的に抜擢し、活性化を図るべき、と考えています。

—本年財団創立五十周年を迎える本会の活動へのご意見・ご要望が

ございましたらお聞かせ下さい。

特に急務なのは、組織力及び財政的基盤の強化と考えます。全日本仏教会の掲げる事業や、「全一仏教運動」等の思想は素晴らしいと感じています。ですが、現状の予算でやれる事には限度があります。参加宗派も、理想としては宗派予算の1%程度を全仏に投じるべきではないかと私は考えています。財政基盤及び組織力が弱いと、国や政府ともたとえ交流があってもお付き合い程度になってしまいます。

全仏の果たす役割は対外的にも内部的にもいよいよ大きくなっていく、というより大きくならざるを得ないのが現状であります。全仏は伝統仏教教団の牙城であり、力のある組織作りが急務です。

保険業法の問題や、公益法人制度改革において全仏への関心が宗派を問わず高まってきている今こそ、宗派の垣根を越えて仏教界が一本の力となるという、全仏本来の理想へ向けて活動する好機ではないでしょうか。

大変重要な役割でありますので、私自身を含め相応の覚悟を持ってやっていく必要がある、と感じております。

(談)

日時	メインテーマ	日時	メインテーマ	日時	メインテーマ
1990年9月11日	現代社会の繁栄と荒廃 (全日本仏教徒大会)	1996年11月19日	宗教と政治 PART III 日本の将来は大丈夫か?	2002年11月13日	男女共同参画社会を問う
1991年11月19日	尊厳死を考える	1997年11月19日	宗教と教育 PART I 日本の教育を論断する	2003年11月11日	少年犯罪と宗教・教育
1992年11月17日	敢えて、いま「お葬式」を考える	1998年11月17日	宗教と教育 PART II 日本の教育を論断する	2004年11月10日	宗教と政治 PART V また、日は昇るのか
1993年11月19日	宗教と政治 PART I 仏教界は政治に無関心で良いのか?	1999年11月17日	宗教と政治 PART IV 政教分離を激しく問う	2005年11月8日	宗教と政治 PART VI 自民大勝と宗教界のあり方を問う
1994年11月24日	地獄の沙汰もカネ次第か?	2000年11月15日	宗教と教育 PART III 少年法改正案論議を機に	2006年11月8日	宗教と政治 PART VII 「小泉劇場」の5年間を問う
1995年11月21日	宗教と政治 PART II 永遠のテーマを再び検証する	2001年11月14日	心の闇に光をあてる		

大阪府仏教会 シンポジウムメインテーマ (90年～06年)

NEXT50 ①

財団創立五十年の検証

顧問弁護士からみた全仏史

顧問弁護士 長谷川正浩

私は、昭和五十四年四月に本会の顧問弁護士に就任した。あと二年で三十年がく。就任の頃、全国的に税務調査が始まった。おそらく顧問弁護士に招かれたのは、これがきっかけとなっていたのではないかと思われる。

税務問題

全仏の税務委員会は昭和五十五年に発足、税務調査が激化した法人税基本通達が大改正となった昭和五十六年十月以降本格的に内外に対して活動を展開した。

内にあつては、啓蒙運動に力を注いだ。昭和五十七年八月、日本長期信用銀行の協力を仰いで税務のてびき三部作を作ることを決定。約一年かけて『寺院の会計事務』『寺院の源泉徴収事務』『寺院の収益事業と納税事務』を完成させ、全国八万ヶ寺に配布した。昭和五十九年十二月からは、山一證券の協力のもとに全国の都道府県仏教会単位で「宗教法人セミナー」を約四十回以上開催した。このセミナーでは、税制の仕組みや会計事務を説明したり、税務調査をうけたときの心構えとか、宗教法人の特性を活用した資産運用の方法とかいったことがテーマ

とされた。

外に向けては、先ず第一に昭和五十七年四月二十日付で国税庁長官に法人税基本通達の大改正の内容について、その一部につき廃止を求めた。また、同年十月十八日付で国税庁に対し「行きすぎた税務署の調査について」懸念の要望書を提出した。これは、各地の税務調査が寺院への無理解無配慮から引き起こした混乱の実施調査に基いて税務署の自粛を求めたものであった。

また昭和五十九年度から席貸業が改正され、寺が本堂や庫裏をお葬儀のために貸す場合には課税されようとする税務署に対し、全国各地で課税しようとする税務署に抵抗する寺院との間で混乱が生じた。全仏は、国税庁と粘り強い折衝の結果、平成元年二月十五日付で「寺院の僧侶が出仕する場合には法人税の対象とならない」旨の国税庁法人税課から各国税局法人税課宛の事務連絡が出された。これらの混乱は、税務当局の宗教法人に対する無知と、宗教法人側の税務に関する無知とが相乗して発生したものであった。

昭和六十三年に入り、大型間接税が論議されるようになった。この議論の中で「宗教法人について課税強化の意味合いをもたせる形で、新型間接税の課税対象を法人税の課税対象より広げるべきだ」との意見が出された。そこで全仏は日宗連や文化庁などと連携をとり、与党の「税制の抜本改革大綱(案)」の作成作業に対し、信教の自由の観点から宗教法人に対する課税強化は好ましくないとし、積極的に取り組みを行った。昭和六十二年四月から六月上旬にかけて連日のように働きかけを行い、六月中旬の与党税制調査会で宗教活動収入原則不課税を内定させた。

平成三年五月二日に地価税法が成立し、同四月一日から施行された。それにより、宗教法人がオフィスビル等に貸付けている土地については、規則記載の宗教法人の目的の範囲内のものでなければ地価税が課税されることになった。そこで「宗教法人の規則に記載されている」というのは、具体的に「土地貸付業を行う等の規定が必要かどうか」この点について、全仏は、宗教法人の目的を記載した条項のなかに「事務または事業」を行うという文言で十分であるとの言葉を国税庁からとろうとした。目的を達成することはできなかったけれども、地価税基礎控除額が十五億とされたため、敷地だけで十五億円以上の貸付地を所有している寺院は僅かであったため混乱はあまり

ないことになった。

改定宗教法人法が公布された平成七年十二月十五日に政府税調は収入が五千万円を超える宗教法人は、収益事業を行っていないくとも収支計算書を税務署へ提出せよという制度を決めた。これについては大いに批判のあるところがあったが、平成八年四月二十六日の宗教法人審議会で改定宗教法人法による収支決算書の作成義務は年間収入が八千万円を超える場合であるとされたため、税法と宗教法人法間で不整合が生じた。五千万円を超え、八千万円以下の収入の宗教法人であっても宗教法人法上収支計算書を税務署に出さなければならぬとされたのであった。全仏は税務署への提出義務自体を廃止せよと要求したが、検討が約束されたものの廃止に到らず、税務署への提出義務は宗教法人法と整合性をもたせ年収八千万円を超える法人とされるに到った。

全日本仏教会では毎年国の予算案作成に先立って与党の税務調査会に対し、①金融資産より生ずる利子以外の非課税を堅持すること②収益事業の範囲を縮小すること③法人税率を引き下げること等の要望を出し続けていることも特筆に値しよう。

宗教法人法の改定

平成七年四月二十五日に開かれた宗教法人審議会では謝野馨文相は「宗教法人制度について検討されたい」と発言し、

突如として宗教法人法改正問題が浮上した。全仏からは、伊藤治雄（曹洞宗）杉谷義純（天台宗）上村正剛（真言宗智山派）の各師が委員として出席していた。同年六月二日の第二回全体会議で八名の特別委員が選任され、伊藤治雄師がこれに加わった。同年九月十八日までに計八回の特別委員会が開かれ、同年九月二十九日に開催された第五回の全体会議で複数の委員から疑問が残るとの意見が出たが最終的には一致したとの見解のもと、同日付で文相に報告書が提出された。上村正剛師は「会議は継続されている」と報道関係者に発言、杉谷義純師は十月四日宗教法人審議会長に対し抗議書を提出、同月二日には十五名中七名の委員が第五回全体会議を再現した文書を公表している。

宗教法人法の政府改定案は平成七年十月十七日国会に上程され、十二月八日に成立、同月十五日に公布され、平成八年九月十五日に施行された。それにより、備付書類（写）の届出義務、備付書類に対する信者らの閲覧権、行政への報告義務と行政の質問権等が新たに規定された。

愛媛玉串料違憲判決

平成九年四月二日最高裁大法廷は、公費による靖国神社への玉串料の支出は違憲であると判決した。津地鎮祭大法廷判決以来、政教分離原則が曖昧にされがちであったが、これに歯止めがかけられる

との期待感が生じた。全仏は、「靖国神社法案」「靖国神社公式参拝」等に繰り返し反対の意思表示を行ってきたが、この判決に先立って、最高裁大法廷に対し「信教の自由」と「政教分離」の原則を守る厳格な判決をするよう平成八年十一月二十一日付けで要望書を出している。

情報公開法の制定

平成七年の宗教法人法の改正により、所轄庁に届けられる宗教法人法の備付書類の写は、届けられることにより行政文書となる。この行政文書となった備付書類（写）は、情報公開法により「何人も」開示要求ができることになった。そこで全仏は、平成九年十一月十二日に時の総務庁長官に対し「開示することにより宗教法人の信教の自由に起因する正当な利益を害するおそれのあるもの」は不開示情報とするよう要望した。これにより平成十一年五月十四日に成立した情報公開法は、信教の自由を害するものを不開示情報とすることになった。その後平成十一年七月十六日地方分権一括法が制定された。文化庁宗務課は、宗教法人法二十五条四項の事務は法定受託事務であるから、届出された備付書類の写しは全て不開示情報とするという処理基準を通知した。鳥取県知事は、それを自治事務であると主張して備付書類の一部を県の情報公開条例に基づいて開示したが、この開示は平成十九年二月二十二日、最高裁の判決によって違法であることが確定

個人情報保護法

個人情報保護法が平成十七年四月五日に施行された。全仏は、同年六月五日、全国から百二十余名を対象に日弁連等から講師を招聘して研修会を開き、この研修会の成果を同年十月十二日、小冊子にして関係者に配布した。宗教法人は個人情報をもっと持っているで心得ておかなければならないことが多い。

保険業法の改正

平成十七年五月二十一日に改正された保険業法が公布された。これにより保険の概念がわり、特定多数の者を相手方とする共済も保険業法の対象とされることになった。多くの宗内で行われている共済もこの対象となり行政の厳しい監督下に入りかねない。そこで全仏は各宗門と協力して金融庁法務企画室と交渉するとともに、金融担当大臣に面会を求め、交渉を行ってきた。その結果平成十七年十二月二十八日に宗教法人の行う共済は政令で除外されることになった。

新社会団団法の成立

新社会団団法が平成十八年六月二日に公布され、新しい社会団団は登記だけで成立することとなった。そして原則課税とされ、公益性を認定された場合のみ免税とされる制度に移行しようとしている。

この制度の枠組みが宗教法人にも及ぶとすると、公益性が認定された宗教法人

以外は課税されることになる。そのようなことがないよう、宗教は単なる私事ではなく、過去においても公益性を担ってきた事、将来も公益性を担っていること、宗教活動そのものに公益性があると、宗教活動を一般社会に理解してもらう必要がある。この観点から財務委員会では平成十五年十二月三日に島蘭進東京大学教授、平成十六年八月二十五日に田中治大阪府立大学教授を招いてレクチャーをうけ、それを全仏で小冊子として関係者に配布した。また後述の第二回加盟団体顧問弁護士連絡会において石村耕治白鷗大学教授の報告を小冊子にして関係者に配布している。

加盟団体顧問弁護士連絡会

全仏の加盟団体の顧問弁護士連絡会は、第一回を平成十一年三月三十一日に、第二回を平成十七年二月七日に、第三回を平成十八年二月七日に、第四回を平成十九年二月六日にそれぞれ開催している。それは全仏のもつ認識を共有することを目的とするもので、今年は「公益法人制度改革（2階建て）にむけた加盟団体関連の社会法人・財団法人の移行について」というテーマで宇賀克也東京大学教授を招いて臨済宗妙心寺派花園会館で行われた。

以上、私の目からみた全仏史である。そのほとんどは立法と行政、司法に対する働きかけであるが、全仏の力は大きいとつくづく思うのである。

財団創立五十周年記念事業実行委員会

各分会報告

第四十回全日本仏教徒 会議神奈川県大会部会

四月十七日(火)午後二時、本会議室において第六回目の会議を開催した。

大会開催趣旨の文案は、本会事務局より提示し、内容の協議を行った。次回の会議(六月五日)に再提示し、協議の後、決定すること了承された。

各分科会や加盟団体代表者会議、大会二日目の式典・法要等については、準備の状況が報告された。また、大会事前のイベントは、大船「ゆめ観音フェスティバル」への参加及び協力を行う。さらに一般市民に向けて「平塚文化財ウォークラリー」「北鎌倉ウォークラリー」の開催企画案が報告された。

次回会議の検討事項は、「ダライ・ラマ記念講演」チケット頒布について、会場のパシフィコ横浜(収容

人員約五千名)の一階席から三階席のうち、県仏関係寺院用や県外寺院関係者用、一般用の頒布割当・方法を協議する予定。

WFB部会

五月七日午後一時半より本会議室において、第四回WFB部会が開催された。

始めに「仏教英語教育プログラム」実施について報告された。

これは来年十一月十四日～十七日に日本で開催される第二十四回世界仏教徒会議開催を見据え、国際的な視野を持った人材の育成を目的とする英語による仏教理解・コミュニケーションを中心としたプログラムである。

具体的には、関東圏の仏教系大学協力の下、学生中心に参加者を募り月に数度の頻度で研修を行うもの。参加者は明年の世界大会にスタッフとして参加し、実地に研修を行うこ

とになる。五月よりプログラムが実施される。

続いて、本年八月二十三日の本会財団創立五十周年記念式典と合わせ、前日二十二日より開催される、WFB執行委員会の準備状況について報告・検討された。

また、明年の大会に関しては会場・日程・シンポジウムの内容、予算等が検討された。また予算面で余裕を持ったためにも記念事業の特別協賛金の勧募を一層進めることが合意された。

無料法律 相談室

長谷川正浩顧問弁護士による、無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。

★今月の表紙について★

インド製の乗用車アンバサダー。オリジナルはイギリスのモリス・オックスフォードⅡ(一九五四～五六、一五〇〇cc)でこれを国産化したもの。パネは堅く乗り心地が悪そうだが、シートのカッションが厚いので以外と快適。

財団創立五十周年記念事業 特別協賛金寄付者御芳名

〔寄付者〕

(四月一日～五月七日)

加納博司・寺町研山

(以上 岐阜県仏教会)

近龍寺・前田惠學・威徳院・

法蔵館・高田清一・

天台宗三岐教区・高井隆成・

金剛城寺・龍泉院・神田寺・

與樂寺・妙本寺・華嚴院・

玉林寺・高德寺・天性寺・

前田武志・日蓮宗滋賀県宗務所・

齋藤昭後・成願寺・妙安寺・

盤龍寺・宗胤寺・本應寺・徳藏寺

延明院・西有寺・上村正剛・

仏教英語研究会・長明寺

(順不同・敬称略)

合計 三百九十九万四千七百三十二円

ご支援ありがとうございます。

皆様のご支援・御協力をお待ち申

しあげております。

〔郵便振替〕

口座番号

0013016137600

口座名義 財団法人全日本仏教会

〔銀行振込〕

三井住友銀行 浜松町支店

口座番号

普通 7082913

口座名義

財団法人 全日本仏教会

第四百十二世高野山金剛峯寺座主晋山式

四月二十五日、和歌山県・高野山金剛峯寺で、松長有慶第四百十二世座主・高野山真言宗管長の晋山式が厳修された。

晋山式に先立って、午前六時より山内の伽藍の拝堂など高野山上各所で諸行事が行われた。

晋山式は午前十一時より、総本山金剛峯寺、持仏前広間にて古式に則って執り行われ、大矢実圓真言宗長者を始め、真言宗各派の管長ら多くの来賓の他、全国の寺院、門弟など約三〇〇名近くが参列。厳粛に修行された。

松長有慶新座主は、高野山大学卒業後、東北大学大学院で博士課程を修了され、以後インド・チベットの東南アジア方面での密教遺跡の実踏研究の成果が国際的にも大きく評価されている。また高野山大学での学長、大本山宝寿院(高野山専修学院)門主として後進の育成に鋭意当たられた。

第二百五十六世天台座主傳燈相承祝賀会

夕刻には、会場を大阪なんば・スイスホテル南海に移し、来賓の半田孝淳天台座主の他、約六百人の参加者のもと盛大に祝賀会が開催された。



松長有慶座主

祝宴では本会を代表して安原晃理事長が、松長新座主の今後の御健勝、並びに高野山真言宗の発展を念じる旨の祝辞を行った。



安原晃理事長

四月二十六日午後一時よりウエスティン都ホテル京都において、天台宗大僧正半田孝淳猊下の祝賀会が開催され、宗内外、他宗教代表者、政財界を含めて約七百五十名が猊下の慶事をお祝いした。

濱中光礼天台宗務総長より、二月一日に天台座主に上任になられ、宗祖伝教大師祖廟にて報告、また比叡山の諸堂巡拝される御拝堂式、そして四月二六日に延暦寺根本中道御本尊薬師如来御宝前において傳燈相承式が魔事なく奉修されたことが報告された。

座主猊下は「『己を忘れて他を利用するは慈悲の極みなり』との宗祖大師のご精神をより一層敷衍し、他人を思いやる心を持つ人材の育成に努め、もって一日も早い世界平和の実現を願う」という力強いお言葉を述べられた。

来賓祝辞は大道晃仙本会長と杉山一太郎日本宗教連盟理事長と

鏡開きでは安原晃本会理事長、他宗教代表者、民主党羽田孜氏など政財界、常楽寺檀徒総代等が壇上に揃い、前出の檀徒総代の掛声のもと、めでたく樽が開かれた。清興では歌手の由紀さおりさんが歌い、猊下と合唱の場面があり、猊下の気さくな一面を拝見することができ、会場内は終始、和やかな空気が流れていた。



半田座主と安原理事長
(中央左) (中央右)

能登半島地震報告

三月二十五日午前九時四十二分頃、能登半島沖で発生したマグニチュード6・9（震度六強）の地震により、能登半島の輪島市を中心に甚大な被害を受けた。

本会では、四月十七日（火）に池田行信事務総長が石川県仏教会と石川県災害対策本部（石川県庁内）へ赴き、本会「救援基金」より、石川県仏教会へ十万円（お見舞金）、石川県災害対策本部へ百万円（救援金）を手渡し、現地の被害状況、被災者の方々の現況、今後の救援活動について伺ってきた。被害は輪島市（門前が特にひどく）・珠洲市・志賀町・七尾市・穴水町・能登町・中能登町は家屋の倒壊、道路の寸断、土砂崩れなどの被害を受け、余震、雨が続く中、住民の方々は不安な日々を過ごしているということであった。

今後の課題としては、高齢者のケアが問題であるという。被害を受けた場所の多くのお年寄りには被害にあうまで、ご自身で買物に

行ったり、田畑で仕事をしたり、日常生活において身体をよく動かす生活をしてきた。しかし、避難所や仮設住宅等に移つり、衣食も支給され、狭い仮設住宅で何でも手の届く範囲での生活になりがちになることが考えられる。居住環境の変化に伴い、精神的・肉体的ダメージに加え、そうした生活の変化の為、知らず知らずのうちに閉じこもりがちになり、寝たきりになるようなことがないよう、今から対策を検討しているという。

ただ、被害を受けた各地域では、ボランティアの方々がお年寄りに声を掛け合いながら復興活動を進めているという。一日も早い復興を望まずにはおられない。



石川県災害対策本部
森久規健康福祉部長へ
救援金を手渡される

古寺の不思議、仏像の秘密。日本仏教がわかる30冊。

週刊

仏教新発見

朝日ビジュアルシリーズ

特色① 古寺の魅力を「新発見」。特色② 日本仏教史の全集になる。特色③ 仏像など寺宝をわかりやすく解説。

仏教に、ドキドキする。



豪華
2大連載



① 瀬戸内寂聴

「いま、釈迦のことば」

② 「わたしと仏教」 五木寛之

※創刊～6号
梅原猛、稲盛和夫、小沢昭一各氏ら著名人によるエッセー。

2号特別付録

これだけは知っておきたい!

お寺の見方

寺院建築・仏像・仏教美術・庭園

創刊号/法隆寺(聖徳宗) 2号/興福寺(法相宗) 3号/薬師寺(法相宗) 4号/東大寺(華嚴宗) 5号/唐招提寺(律宗) 以下、続刊

創刊号 好評発売中!

2号は6/14、
3号は6/28発売、以降

毎週木曜日発売

創刊号サービス定価
290円(税込)

※一部地域で発売日が異なります。

2号以降、定価580円(税込)・A4判変型・オールカラー・36ページ(創刊号48ページ、2～6号40ページ)

お求めは書店、ASA(朝日新聞販売所)でどうぞ。出版案内ホームページ <http://opendoors.asahi.com/>

朝日新聞社

全日本仏教会推薦

第二十一回参議院議員選挙立候補者

本年七月に予定される第二十一回参議院議員選挙へ立候補を予定している左記の立候補者を推薦いたします。
(五月十八日現在)

大西 英男 (おおにし ひでお)



選挙区 比例区
所属政党 自由民主党

(新人)

主な経歴
前東京都議会議員
真言宗豊山派壇徒総代

鈴木 政二 (すずき せいじ)



選挙区 愛知県選挙区
所属政党 自由民主党

(現職)

主な経歴
内閣官房副長官
真言宗豊山派信徒

小泉 顕雄 (こいずみ あきお)



選挙区 比例区
所属政党 自由民主党

(現職)

主な経歴
元文部科学大臣政務官
浄土宗教伝寺住職

藤谷 光信 (ふじたに こうしん)



選挙区 比例区
所属政党 民主党

(新人)

主な経歴
前山口県議会議員
浄土真宗本願寺派
教蓮寺住職

以上五十音順

事務総局録事

四月(十一〜三十日)

十一日 ▼ 「同宗連」総会

▼ 日本宗教連盟 幹事会

十二日 ▼ 日本宗教連盟 監査会

▼ 無料法律相談室

▼ 同宗連議長団来局

▼ H P制作打合せ

十三日 ▼ 鈴木官房副長官へ面談

十四日 ▼ 「桜を見る会」出席

十六日 ▼ 比叡山サミット事務局会議
出席

▼ 日本宗教連盟臨時幹事会

▼ 公益認定等委員会事務局へ
面談

▼ 神奈川大会部会

十七日 ▼ 第四十回全日本仏教徒会議

▼ 石川県仏教会訪問

▼ 文部科学省へ訪問

十八日 ▼ H P制作打合せ

十九日 ▼ B N N企画委員会出席

▼ 大正大学音楽部来局

二十日 ▼ S V A主催「小さな絵本の
大きなチカラ」参加

▼ 事務連絡会議

二十三日 ▼ 局内会議

▼ 公益認定等委員会事務局
へ面談

▼ H P制作打合せ

▼ H P制作打合せ

二十四日 ▼ 仏教英語プログラム打合せ

二十五日 ▼ 高野山真言宗管長就任祝
賀会出席

▼ B N N運営委員会出席

▼ 日本宗教連盟 理事会

二十六日 ▼ 天台座主傳燈相承祝賀会
出席

▼ 大阪府仏教会取材

▼ 無料法律相談室

▼ 東京観光財団来局

五月(一〜十日)

七日 ▼ 第二十四回 W F B 世界仏教徒
会議日本大会部会

▼ H P制作打合せ

▼ 無料法律相談室

▼ 事務連絡会議

▼ 大谷光真門主出版記念祝賀会
出席

▼ 小泉顕雄議員を励ます会出席

▼ 監査会

▼ 庭野平和賞授賞式出席

▼ 部落解放同盟事務局との懇談

哀悼

久住 謙是師 (第二十五期 前宗教
教育推進特別委員会委員)

四月十一日遷化 六十九歳

元日蓮宗現代宗教研究所所長

いま、子どもたちがあぶない PART3 〜検証「子は親の背中を見て育つ」〜

講師 内閣官房

教育再生会議担当室室長

義家 弘介氏

日時

平成十九年六月二十七日(水)

午後六時三十分〜八時

会場

御茶ノ水セントラルビル1階

カンファレンスルーム

定員百二十名(申込先着順)

共催

(社)日本仏教保育協会

(財)全国青少年教化協議会

*準備の都合上六月二十日(水)までにFAX(03-3437-3260)にて団体名・住所・参加者を記入の上、お申込下さい。

教育基本法が改正され「家庭教育」「幼児教育」が明文されました。内容の解釈は色々ありますが「しつけ」「親の責任」がキーワ

ードになっているように思います。巷で「親が悪い!」という言葉が聞きますが、そのような親たちにどう向き合えばいいのでしょうか。たとえば、法律に反するから物を盗んではいけないのではなく、良心に反するから、「お天とうさま」「閻魔大王」が見ているから:いろいろな解釈があると思います。いま、「親」に生きるための智慧をどのように伝えればいいのか。

財団創立五十周年を迎える本会も「NEXT50」を掲げて、仏陀の和の精神を基調とした全一仏教運動の再構築を始めています。その活動の一端として今一度、わが国の社会や市民生活を直視し、宗派仏教を越えたところの仏教者に何ができるのか。今回のセミナーは、子どものことを思い育てる「親・大人」をテーマといたしました。

神奈川県仏教会後援

天平の響き

「シルクロード・音楽の旅」開催

世界唯一総繪のコンサートホールで聞く、伝統音楽と声明・ジャズトリオによる癒しの音楽コンサート



2007年8月25日(土) 17:00開演

会場: 檜チャリティーコンサートホール

(JR東海道本線「真鶴」駅より徒歩20分)

入場料 前売3000円 当日3500円

予約・問合わせ: 「ろくよう社」

TEL0463-93-1505

主催: JWS

協力: SOTO禅インターナショナル

青森県立美術館

本会后援

旅順博物館展

—西域仏教文化の精華—開催!!



2007年7月14日(土)~8月26日(日)

9:00~18:00 (入場は17:30まで)

※ 会期中無休

※ 常設展示も同時に観覧できます。

詳細・お問い合わせ

旅順博物館展実行委員会 (東奥日報社読者局事業部内)

Tel 017-739-1111 Fax 017-729-2361

URL

www.toonippo.co.jp/oshirase/ryojyun.html